

京労委令和3年（不）第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

第4 準備書面

令和 4 年 9 月 13 日

京都府労働委員会会長 様

申立人

関西非正規等労働組合

執行委員長 橋口 昌治

申立人は、令和4年8月29日付被申立人第3準備書面に対し、以下のとおり主張する。

1. 従業員への説明文書について

被申立人は、第2回団体交渉の場において、少なくとも、9月2日3日の問題の整理が入っている文案を申立人に示すとの約束をしている（甲30・下線部（イ）、（ウ）、（オ））。

2021年9月21日付被申立人第2準備書面1～2ページに記載されている被申立人が示した文案の検討経過を見ても、9月2日3日の問題の整理が検討されたことを読み取ることができない。

そして、そこで詳細な経緯について説明する必要がない理由として挙げられているH氏の基本的人権は、人格権、主にはプライバシー権とのことである。しかしながら、9月2日3日の問題と

は、被申立人が9月2日3日の出勤をめぐってA組合員に対して懲戒処分を検討していることを通告したという問題であり、H氏のプライバシー権で保護される同氏の私生活とはおよそ関係しない。

2. 出勤調整に関する謝罪について

被申立人は、第1回団体交渉における「Aさんに恐怖を与えたり、一方的にAさんが悪いかのようにAさんが受け止められるようなことをしてきたということが、我々の行為によってそういうことがあったとしたら、謝ることについては異はありません」という発言が、脳梗塞により記憶力の不安が生じている藤喬代表理事（以下「藤氏」とする。）が事実確認を留保して回答したものにすぎないと主張する。しかし、第1回団体交渉において、脳梗塞により藤氏に記憶力の不安が生じているということも、事実確認を留保して回答したにすぎないということも、現れていない（甲29、甲32、甲36）。かえって、過去のメールのやり取りという事実を確認した上で（甲29・1～2ページ）、藤氏は上記の発言に及んでいる（甲29・21ページ）。

3. カンパの呼びかけとその報告について

請求する救済内容変更の申立書1（3）④で詳述した第3回団体交渉の態様からすると、このカンパという事項は、被申立人と申立人との間の交渉事項であり、誠実に協議をする必要がある。

4. 団体交渉の申し入れに対する回答について

被申立人は、「申立人が不当労働行為として訴えた労働委員会及び上記訴訟【申立人注）藤氏を被告とする損害賠償請求事件訴訟】に「係争」の場は移っており、申立人側と交渉により解決に至る新たな材料はないと考えている」と主張する。

団体交渉に誠実に応じることを求める労働委員会への訴えが係属していることを理由として団体交渉に応じないことは背理であること、上記訴訟は藤氏個人を被告とするもので申立人と被申立人の間には固有の交渉事項があることは、2021年10月4日付申立人第3準備書面で述べたとおりである（上記訴訟の背景事情として申立人と被申立人の間の団体交渉等に言及することは何らおかしいことではない）。

5. 従前の話し合いの経緯について

被申立人がこの標題で主張しようとしていることの趣旨が不明である。必要であれば反論をする用意はある。

以上